

令和3年1月14日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市市民憲章審議会
会長 横道 清孝

市民憲章について（答申）

さいたま市市民憲章審議会では、令和2年9月27日付都都経第1424号により「市民憲章について」貴職から諮問を受け、審議を重ねてまいりました。

審議においては、市に寄せられた市民の皆様からの様々な御意見等を尊重しながら、さいたま市にふさわしい市民憲章について、慎重かつ活発な議論を行ってまいりました。

こうした審議を踏まえ、「さいたま市民憲章（案）」を取りまとめましたので、本日ここに答申します。

さいたま市民憲章（案）

令和3年1月

さいたま市市民憲章審議会

(案)

さいたま市民憲章

おおらかな荒川の流れて、見沼田んぼが豊かに広がる武蔵野のみどりにいだかれたさいたま市は、街道や鉄道のかなめとしてにぎわい、歴史をかさねてきました。先人たちはここに集い、学び、祈り、美しさと深い味わいをたたえた独自の文化を育て、教育やスポーツのさかんな風土を培ってきました。このまちを誇りとし、ともに時をかさねる私たちさいたま市民は、だれもが自分らしく生きてゆける社会を築きたいと願い、このまちを未来につなぐ確かな道しるべとして、ここにさいたま市民憲章を刻みます。

私たちは、

まちの歴史や伝統を受け継ぎ豊かにはぐくんで、明日の世代に伝えます。

小さいのちの大きな未来を信じて、子どもをみんなで支えてゆきます。

みずから学び言葉をみがき、新たな挑戦を志し、自分を耕しつづけます。

深く思いやり、広く理解し手を取りあって、ちがいを力にしてゆきます。

空も水も、草木も花も里山も、ともにある美しい都市を創ってゆきます。